

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例の一部改正（骨子案）に対する御意見をお寄せください。

京都府では、京都府移住促進条例改正等検討委員会を設置し、外部の有識者等も交えて、移住に関する条例のあり方を検討しているところですが、この度、京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例の一部改正（骨子案）をとりまとめましたので、府民のみなさまからの御意見や御提案を募集します。

お寄せいただいた御意見等につきましては、これに対する京都府の考え方を整理した上で公表いたします。

なお、個々の御意見への直接の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承ください。

1 募集期間

令和8年10月6日（火曜日）から10月26日（月曜日）まで

2 御意見の送付方法

- ・ 「条例改正について」と明記の上、郵便、ファックス、電子メール、意見提出フォーム（京都府・市町村共同電子申請システム）のいずれかの方法で「京都府総合政策環境部地域政策室 北部係」宛てにお送りください。（様式は自由です。）
- ・ 提出された御意見の内容を確認させていただく場合がありますので、差し支えなければ、氏名、住所、電話番号も御記入願います。
（提出された方への問合せのみに使用し、公表はいたしません。）
- ・ なお、恐れ入りますが、電話による御意見提出は、御遠慮いただきますようお願いいたします。

（1）郵送の場合

〒602-8570（専用郵便番号のため住所記載不要）
京都府総合政策環境部地域政策室 北部係

（2）ファックスの場合

ファックス番号：075-414-4389

（3）電子メールの場合

アドレス：chiikiseisaku@pref.kyoto.lg.jp

（4）意見提出フォーム（京都府・市町村共同電子申請システム）の場合

https://apply.e-tumo.jp/pref-kyoto-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=3162

3 意見募集案件

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例の一部改正（骨子案）

*公表資料は、京都府ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.pref.kyoto.jp/kikakuriji/news/ijujorei-pabukome.html>

4 問い合わせ先

京都府総合政策環境部地域政策室 北部係
電話番号：075-414-5742

5 その他関連情報

関連する会議の開催状況は以下のとおりです。

*いずれも、開催結果は京都府ホームページで公表しています。

- ・ 京都府移住促進条例改正等検討委員会

令和8年3月11日、7月24日

<https://www.pref.kyoto.jp/shingikai/chiikise-01/index.html>

- ・ 現行条例

<https://www.pref.kyoto.jp/kikakuriji/ijujorei.html>

■様式は自由ですが、よろしければこの用紙をお使いください。

FAX 番号： 0 7 5 - 4 1 4 - 4 3 8 9

郵 送：〒 6 0 2 - 8 5 7 0 京都府総合政策環境部地域政策室 北部係
(住所記載不要)

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例の一部改正（骨子案）への御意見記入用紙

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例の一部改正（骨子案）に対する御意見や御感想、御提案などを自由に御記入ください。

なお、電話での御意見の提出等には応じかねますのであらかじめ御了承願います。

また、差し支えなければ、御指摘の箇所を的確に把握するため、一部改正（骨子案）の何ページ・何行目の記載に対する御意見等かを御記入ください。

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例の一部改正（骨子案）
() ページ、() 行目の
() について

差し支えなければ、住所、氏名、電話番号も御記入ください。

住所	〒		
氏名		電話番号	

※募集期間：令和8年10月6日（火）から10月26日（月）まで